

第 2 部

平成 29 (2017) 年度に 県が実施した主な施策

(注) 本文中の「※番号」は、52～55 ページに注釈を掲載しています。

1 男女共同参画施策の実施状況

環境づくり

重点項目

- 様々な職場において女性の活躍が進むことは、性別に関わりなく誰もが仕事と生活の充実を図りながら暮らすことができる社会の実現につながります。
また、生産年齢人口の減少が予測され、地域経済の活力低下が懸念される中、より多様な人材の能力を活かしていく観点から、様々な職場での「女性の活躍」が一層期待されています。
このため、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が個性と能力を十分に発揮することができるよう、「職場における女性の活躍促進」に取り組みます。

1 職場における女性の活躍促進

(1) 女性の活躍促進に向けた雇用環境の整備

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 労使を始め社会全体に、^{※1}労働基準法、^{※2}男女雇用機会均等法、^{※3}女性活躍推進法などの法令や働きやすい職場づくりに関する周知徹底を図るとともに、女性が妊娠・出産などを経ても就業継続できるよう、雇用環境の整備を支援
- 「働く女性応援隊ひろしま」（現：^{※4}働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま）の活動などにより、社会全体や企業の中で女性が活躍できる環境づくりのための機運を醸成
- 企業などにおける女性活躍推進に向けた取組を促進するとともに、女性の積極的登用を図るため、^{※5}積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進するよう、経営者層などを対象として具体的なモデルや成果について普及啓発
- 女性が働き続けるための情報提供や相談対応、就業継続に必要なスキルや心構えを学ぶ機会を提供するなど、自らの能力を発揮したいと思う女性の挑戦を支援

平成 29(2017)年度の実施状況

- 女性活躍における先進的で活用度の高い取組事例を収集し、県内企業及び女性に向けて発信しました。 (商工労働局)
- 県内の女性管理職登用に向けた人材育成を支援するため、女性従業員及び女性部下を持つ管理職に対する研修を実施しました。 (商工労働局)
- 県内企業に対し、働き方改革・女性活躍推進員が直接アプローチし、経営にプラスになる情報を確実に届け、企業の取組を促進しました。 (商工労働局)
- 平成27年度に認定した女性活躍推進アドバイザーを企業に派遣し、経営者にアドバイスするとともに、女性活躍推進部署設置を促進しました。 (商工労働局)

- 出産・育児等により会社を辞めることなく就業継続ができるよう意識改革やノウハウを習得するための研修会や出前講座を開催するとともに、女性の後輩に対する指導や悩みを解決するメンター（指導者）を養成しました。（商工労働局）

（2）農林水産業及び商工業等の事業活動や創業における女性の活躍促進

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 方針の立案及び決定過程への女性の参画を拡大するよう啓発，各種団体への働きかけ
- 農林水産業への新規就業を促進するとともに，男女が対等なパートナーとして，互いに協力して農林水産業の経営などに参画できるよう，市町や関係団体の取組を支援
- 集落法人において，農業経営の多角化・複合化などの^{※6}「6次産業化」を行うことで，女性の経済的な自立を促進
- 創業希望者に対して，専門スタッフによる相談，創業準備セミナーの実施や^{※8}創業サポーターの派遣など，創業前から創業後にわたって継続的・総合的に支援

平成 29(2017)年度の実施状況

- 農林水産業や商工業等の事業において，経営方針等の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう，様々な機会を通じて普及啓発を行うとともに，商工会議所等の女性部活動事業に対する支援や農山漁村地域の女性団体等の取組支援・活動状況の広報等を行いました。（商工労働局）（農林水産局）
- 小規模事業者の技術・経営管理能力の向上を図るため，広島県商工会連合会が専門家を派遣する取組や，商工会議所等が実施する研修を支援しました。（商工労働局）

（3）再就職等女性の就業に向けた環境の整備

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- ^{※9}わーくわくママサポートコーナーを，マザーズハローワーク広島やハローワーク福山マザーズコーナーによる職業紹介と一体的に運営することにより，仕事と家庭の両立に関する不安を払拭し，女性の就業をワンストップで支援
- 離職者の再就職に向けた支援の充実
- 新規学卒者など若者に対し，きめ細かな就業支援をワンストップで提供

平成 29(2017)年度の実施状況

- 出産・育児，その他の理由で離職している女性の就職を支援するため，「マザーズハローワーク広島」や「ハローワーク福山マザーズコーナー」に併設した「わーくわくママサポートコーナー」において，きめ細かい相談対応や，保育所情報等子育て支援情報の提供を行うとともに，職場体験プログラムや就職応援セミナー等を実施しました。（商工労働局）

<女性の就職総合支援事業実施状況>

わーくわくママサポートコーナーの就職者数	266人
----------------------	------

- 女性医師の出産・育児による離職を防止し、仕事と育児を両立できるよう、医療機関に対し、短時間正規雇用制度等の導入を促進するための費用の一部を助成しました。また、女性医師の復職・育児の悩み等に対応する相談窓口を設け、復職、育児のための総合的な支援を実施しました。(健康福祉局)

<女性医師等就労環境整備事業実施状況>

女性医師短時間正規雇用導入支援事業	24件
ベビーシッター等活用支援事業	2件
宿直等代替職員活用支援事業	13件

- 育児などで離職中の看護職員を対象に、看護実践能力や復職に対する不安を解消し、再就業を支援するため、技術演習などの事前研修及び病院等での実践研修を実施しました。また、離職者の実態把握と情報提供や個別の希望に沿った研修による復職支援を行いました。(健康福祉局)

<看護職員復職支援事業実施状況>

研修延受講者数	41人	(うち復職者 27人)
---------	-----	-------------

- 母子家庭の母等の仕事と家庭の両立を支援するための職業訓練(知識等習得訓練)を民間教育訓練機関等に委託して実施しました。(商工労働局)
- 雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」や求人・求職データベース「Go!ひろしまデータベース」により、求人情報、就職支援情報等の雇用労働に関する幅広い情報を提供しました。また、広島労働局と連携して「ひろしましごと館」を運営するとともに、「ひろしまジョブプラザ」及び「福山サテライト」において、一体的・総合的に全世代の多様な働き方を支援しました。(商工労働局)

ワンストップ雇用労働情報提供システム ～インターネットによる迅速・的確な情報提供～
「わーくわくネットひろしま」(パソコン版, 携帯電話版)

<p>求職者向け 求人情報, 就職面接会・説明会, 多様なワークスタイル, 若年者・中高年齢者への支援, 生活支援など</p>	<p>学生向け 求人情報, UIJターン, 就職支援情報, インターンシップ, 就職面接会・相談会, 就職相談窓口など</p>
<p>労働者向け 労働者派遣, 労働相談コーナー, 勤労者福祉・福利厚生, ワーク・ライフ・バランス, 職場における男女均等の取扱いなど</p>	<p>事業主向け 産業支援情報, インターンシップ, 労務管理, 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保, 労働問題・労使紛争など</p>

URL: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/>

(4) 仕事と家庭が両立できる制度の充実

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 在宅勤務制度や短時間勤務制度など多様な働き方の導入や、育児・介護休業などの取得促進、職場復帰者の支援など、働きやすい職場環境の整備を推進
- 長時間労働の是正と休暇取得を促進
- ^{※10}育児・介護休業法、^{※11}介護保険法などの周知を図るとともに、特に中小企業の^{※11}次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施を促進する他、^{※12}広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度への登録を促進
- 男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続け、また、共に子育てや介護を担い、分かち合うことができるよう、多様なニーズに対応した子育て支援及び介護支援・サービスなどを充実

平成 29(2017)年度の実施状況

- 働き方改革を実践する企業の裾野を拡大するため、県内経済団体の創設した「広島県働き方改革実践企業認定制度」を活用し、認定企業の取組を優良事例として見える化・情報発信するとともに、企業ごとの取組度合に応じたきめ細かな個別支援を実施しました。
また、「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」とも連携して、働き方改革と女性活躍をテーマにしたフォーラム「W I T 2 0 1 7」を開催するなど、県内の機運醸成に取り組みました。
(商工労働局)
- 多様な就業ニーズに対応するため、就業支援情報の充実を図るとともに、パートタイム労働や派遣労働などの働き方を選択した場合に適正な処遇や労働条件が確保されるよう、国と連携し、事業主などに対して、^{※13}パートタイム労働法や^{※14}労働者派遣法などの周知を図りました。
(商工労働局)
- 次世代育成支援対策を総合的に推進していくため、^{※15}「ひろしまファミリー夢プラン」に掲げる施策を積極的に推進しました。
(健康福祉局)
- ・ 一般事業主行動計画を策定し、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業を「広島県仕事と家庭の両立支援企業」として登録し、県のホームページ等でその内容を紹介しました。
(商工労働局)



(登録マーク)

- 男女が共に、子育てをしながら安心して働き続けることができるよう、一時預かりや時間外保育、病児保育、^{※16}事業所内保育施設等、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、地域子育て拠点事業や^{※17}放課後児童クラブ・^{※18}放課後子供教室の設置等「子育てサービス事業」を実施する市町に対し支援を行いました。（健康福祉局）（教育委員会）

<主な保育・子育てサービス関係事業の実施状況>

地域子育て支援拠点事業	23市町	146か所
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	22市町	653か所
地域学校協働活動推進事業（放課後子供教室）	19市町	174か所

- 看護職員が、健康で働き続けることが可能となるような職場環境づくりを推進するため、（公社）広島県看護協会に委託し、多様な勤務形態導入のための相談窓口の設置や、医療機関に対するアドバイザーの派遣、（一社）広島県病院協会と連携した研修会を実施しました。（健康福祉局）

- 経済団体・県・^{※19}（公財）ひろしまこども夢財団で構成する「こども未来づくり・ひろしま応援隊」による「子育て応援イクちゃんサービス」など、企業等による子供と子育てにやさしい取組を推進しました。（健康福祉局）

「子育て応援イクちゃんサービス」の概要

対象 妊婦から18歳未満の子どもがいる家庭

サービス内容 企業・店舗ごとにいろいろなサービスを設定
（料金の割引やポイントアップ、子供にやさしい施設の提供等）

サービスの提供 子供連れで来店・来所の場合
子供連れでない場合には、Kids☆めるまが（※）から送信される「イクちゃん」の画像を提示すれば同様のサービスが受けられる。

Kids☆めるまがとは、（公財）ひろしまこども夢財団が実施している会員制のサービスで、18歳未満の子供の保護者等を対象に、携帯電話のメール機能を活用して子育てに役立つ情報を送信するもの（無料）

登録店舗数 6,568店舗（H30.3末）

参加企業等の情報提供及びPR等

- ・ サービスへの参加を示すステッカーを企業や店舗等に交付
- ・ 専用サイト（<http://www.ikuchan.or.jp/service/>）で、企業や店舗等のサービス内容を紹介



ステッカーイメージ

(5) 男性の家庭への参画の促進

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 男性従業員の育児休業取得促進に取り組むことを宣言した企業を登録する^{※20}育メン休暇応援制度や奨励金などにより、男性も育児休業などを取得しやすい職場環境の整備を促進
- 学習機会の提供や、具体的なモデルや成果の普及に努めることにより、男性の家事、育児、介護や地域社会活動などへの参画を支援
- 家族が互いに尊重し協力し合って、家族の一員として家事や育児、介護などの責任を果たせるよう多様な啓発を実施
- 経営者の意識改革や働き方の見直しを進めるため、性別にかかわらず誰もが働きやすい職場づくりに取り組む企業経営者で構成する「イクボス同盟ひろしま」の活動を促進

平成 29(2017)年度の実施状況

- 男性従業員の育児休業等の取得促進に取り組むことを宣言した企業を「広島県男性育児休業等促進宣言企業」として登録し、実際に男性従業員が1週間以上の育児休業等を取得した中小企業等に対し、「いきいきパパの育休奨励金」の支給を行い、男性の育児休業取得促進に向けた職場環境整備を図りました。(商工労働局)

広島県男性育児休業等促進宣言企業数	14社
-------------------	-----

- 企業等の経営者で構成する^{※21}「イクボス同盟ひろしま」において、メンバー同士による勉強会をはじめ、イクボス推進トークや取組成果発表会を開催し、企業ぐるみで男女がともに働きやすい職場環境づくりのための取組の加速を図りました。(商工労働局)

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 様々な分野において政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けた積極的な取組が行われるよう啓発を充実
- 県の行政委員会及び^{※22}審議会等の委員として、女性を積極的に登用
- 市町の行政委員会及び^{※22}審議会等の委員など、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう働きかけ
- 政策・方針の立案及び決定過程に参画できる人材の育成や情報提供などの支援策を充実

平成 29(2017)年度の実施状況

- 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けて、積極的な取組が推進されるよう、様々な機会を通じて啓発を行いました。

また、市町の行政委員会・審議会等の委員などにおいても、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう機会をとらえて啓発を行ったほか、政策・方針決定の場に参画できる人材を育成するため、^{※23}(公財)広島県男女共同参画財団が実施する^{※24}「エソールひろしま大学」の運営を支援しました。(総務局)(環境県民局)(教育委員会)(警察本部)

<エソールひろしま大学(基礎講座)修了者数等>

区 分	総数(人)		広島校(人)		福山校(人)		開講期間
	受講者数 (うち男性)	修了者数 (うち男性)	受講者数 (うち男性)	修了者数 (うち男性)	受講者数 (うち男性)	修了者数 (うち男性)	
第12期	31 (1)	28 (1)	31 (1)	28 (1)			平成29年7月～9月
第1～12期 累 計	590 (73)	526 (63)	491 (63)	430 (54)	99 (10)	96 (9)	福山校は第6期まで

<エソールひろしま大学(応用講座)修了者数等>

区 分	総数(人)		開講期間	備 考
	受講者数 (うち男性)	修了者数 (うち男性)		
地域リーダー 養成講座	18 (5)	15 (4)	平成29年10月～平成30年1月	

区 分	受講者数	開催日	講座名
男性対象講座	14	平成29年11月25日(土)	「ママ大助かり！ パパと簡単クッキング」
	29	平成30年3月4日(日)	「人生100年時代 後半をどう生きるか」
	20 ※夫婦またはカップ ルでの参加	平成30年3月17日(土)	「2人で話してみよう きいてほしい〇〇のキモチ」

(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

広島県男女共同参画基本計画(第4次)における主な施策

- 地域づくりを担うボランティア、^{※25}NPO、住民自治組織など多様な主体間の協働の支援や、情報提供を行うことにより、県民の地域社会活動への参加を促進
- 地域社会活動が活発化するよう、地域で活躍する人材の育成や住民主体の活動を支援

平成 29(2017) 年度の実施状況

- 社会的課題の解決に主体的に取り組んでいる多様な主体（NPO、企業、学校等）が一堂に会するイベント「たちまち全員集合」を開催し、「ひろしま県民活動表彰」受賞団体による事例発表や、ブース展示交流会などを行いました。

また、広島県のスポーツ観戦の時間が全国でも群を抜いており、何らかの形でスポーツを身近に感じて活動している人が多いことに着目し、スポーツや体を動かすことにより社会貢献活動を行っている団体が主体となって、より多くの県民に関心を持ち、参加してもらうきっかけをつくることを目的として、「SOTO活フォーラム」を開催しました。

(環境県民局)

<NPO・ボランティア活動促進事業の主な実施状況>

「たちまち全員集合」参加者数	約 160 人
「SOTO 活フォーラム」参加団体数	13 団体

- 中山間地域で地域づくりに取り組む人や活動をつなぐプラットフォームである「ひろしま里山・チーム500」において、メンバーのプロフィールや活動情報の紹介、交流会の開催などを行い、活動の継続・拡大を支援しました。

(地域政策局)

<ひろしま里山・チーム500事業の主な実施状況>

「ひろしま里山・チーム500」登録者数	260 人
---------------------	-------

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

(1) 県の推進体制の充実等

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 各部局が連携を密にし、男女共同参画社会の実現に向けて積極的かつ総合的に施策を推進
- 施策の推進に当たっては、目標値を掲げて取り組むとともに、毎年、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況を取りまとめ、公表

平成 29(2017) 年度の実施状況

- 広島県男女共同参画審議会（資料編 85 ページ参照）の意見を踏まえ、広島県男女共同参画施策推進協議会（資料編 86～87 ページ参照）を中心とした各部局の連携の下に、「広島県男女共同参画基本計画（第4次）」に掲げる施策を推進しました。

(環境県民局)

<広島県男女共同参画審議会開催状況>

開催日	審議事項
平成 29 年 10 月 23 日 (月)	(1) 広島県男女共同参画基本計画 (第 4 次) の進捗状況について (2) 職場における女性の活躍促進について

(2) ^{※26} 広島県女性総合センター機能の充実・強化

広島県男女共同参画基本計画 (第 4 次) における主な施策

- 県民ニーズや社会情勢の変化に対応し、情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援の各種事業を充実させるとともに、県内の市町、男女共同参画センター、NPO、大学、企業などと連携・協働して、県内の男女共同参画の推進に取り組むことができるよう、(公財) 広島県男女共同参画財団の取組を支援

平成 29 (2017) 年度の実施状況

- 広島県女性総合センター「エソール広島」において、(公財) 広島県男女共同参画財団が実施する情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援の 5 部門を柱とする各種事業を支援しました。
(環境県民局)

(3) 市町等との連携強化・取組支援

広島県男女共同参画基本計画 (第 4 次) における主な施策

- 男女共同参画を取り巻く状況や先進的取組事例などを市町に対して積極的に情報提供し、地域における男女共同参画の推進を支援
(環境県民局)

平成 29 (2017) 年度の実施状況

- 地域の実情に応じた男女共同参画に関する主体的な取組を促進するため、市町及び関係団体の男女共同参画担当者等を対象に、先進的取組事例の紹介等を行う男女共同参画研修会を開催しました。
また、市町における男女共同参画推進の機運醸成を図るため、市町 (福山市) と連携して講演会を開催しました。
(環境県民局)

<男女共同参画研修会開催状況>

<p>第 1 回 「家庭における男女共同参画～家族で支え合える家事シェアのコツ～」</p> <p>開催日：平成 29 年 6 月 9 日 (金)</p> <p>開催地：広島市 [エソール広島]</p> <p>参加者数：48 人</p> <p>内 容：講演「家庭における男女共同参画～家族で支え合える家事シェアのコツ～」</p> <p>講師：三木 智有さん (NPO 法人 tadaima! 代表)</p>

第2回 「楽しく考える 家庭のこと、仕事のこと、未来のこと

～男性の家事・育児が社会を変える～

開催日：平成30年2月4日（日）

開催地：福山市〔福山市ものづくり交流館〕

参加者数：58人

内容：講演 「楽しく考える 家庭のこと、仕事のこと、未来のこと
～男性の家事・育児が社会を変える～

講師：瀬地山 角さん（東京大学大学院教授）

（市町における取組の詳細は、第4部77～82ページ参照）

人づくり

重点項目

- 性別に関わりなく誰もが個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画について、様々な立場の人の理解が深まり行動に現れるよう、多様な機会を通じた「男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実」に積極的に取り組みます。

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

（1）男女共同参画を推進するための啓発の充実

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 様々な立場の県民、特に、男性が男女共同参画に関する理解を深め行動することができるよう、多様な機会や情報手段により啓発を行うとともに、学習情報を提供
- 国際社会における女性を取り巻く現状や男女共同参画に関する国際的な取組指針などの情報を市町や関係団体などに提供

平成29(2017)年度の実施状況

- 男女共同参画に関する県民の理解が深まるよう、男女共同参画週間や人権啓発フェスティバルでパネル展示等を実施するなど、各種研修会、セミナー等の機会を通じて啓発を行ったほか、県ホームページ、広報誌等による広報活動を実施しました。（環境県民局）

<男女共同参画週間関連行事等>

・男女共同参画週間

毎年6月23日～29日（内閣府等男女共同参画推進本部構成府省庁主唱。平成13年度から実施）

・平成29（2017）年度の標語

「男で〇、女で〇、共同作業で ◎ 。」

（女性も男性も、自らの意思により個性と能力を発揮して活躍できる職場を作るためのキャッチフレーズ）

・啓発資料等展示

平成29年6月20日（火）～6月22日（木）：広島市まちづくり市民交流プラザ

平成29年6月23日（金）～6月30日（金）：広島県庁ギャラリー



（2）各種メディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の促進

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 情報を主体的に収集、判断し、適切に発信することができる能力を身に付けることができるよう、学校における情報教育の充実を図るとともに、インターネットなどにおけるわいせつ情報や性の商品化への対策を実施

平成29（2017）年度の実施状況

- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるような環境を整備するための広報啓発を実施するとともに、教員研修による教員の情報モラル教育の基礎的知識の習得や指導方法の充実を図りました。

また、インターネットなどにおけるわいせつ情報や性の商品化に対する取締りを強化しました。（環境県民局）（教育委員会）（警察本部）

2 男女共同参画を推進する教育と研修の充実

（1）男女共同参画を推進する教育の充実

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 児童生徒が男女共同参画について理解し、誰もがお互いの個性や意思を尊重できるよう、学習指導要領等に則り、教育活動の全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた取組を充実

- 小・中・高等学校等において、社会人・職業人として必要な基盤となる資質・能力を育むキャリア教育を充実

平成 29(2017)年度の実施状況

- 児童生徒がキャリア教育に関する学習内容等を記録する「わたしのキャリアノート」の活用を推進するなど発達段階に応じた系統的なキャリア教育を推進しました。(教育委員会)

(2) 研修の充実・支援

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 県職員について、管理職、一般職など職務に応じた研修を実施
- 市町と連携し、市町職員を対象とした、研修の機会を提供
- 事業主に対する研修や企業が実施する研修を支援

平成 29(2017)年度の実施状況

- 地域における男女共同参画の機運醸成を図るため、市町や企業、地域団体等からの依頼による研修事業を実施する(公財)広島県男女共同参画財団を支援しました。(環境県民局)

安 心 づ く り

1 生涯を通じた健康対策の推進

(1) 生涯を通じた健康対策の推進

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 幼少期・思春期、活動期・出産期、更年期、老年期など各ライフステージにおいて性別に対応できる医療及び健康づくり対策を行い、^{※28}「健康ひろしま 21」を着実に推進
- 疾病予防・重症化予防対策として、特定健康診査について、対象者全体の受診率の向上対策を通じ、被用者保険の被扶養者の受診率がより一層向上するよう、取組を推進
- 胃がん、肺がん、大腸がんのほか、女性特有のがんである子宮頸がん及び乳がんについて、罹患率の上昇する40歳以上(※子宮頸がんのみ20歳以上)の県民を重点的な対象として、がん検診受診率向上対策を推進

平成 29 (2017) 年度の実施状況

- 男女が共に生涯にわたって健康を享受できるよう、県民一人ひとりの主体的な取組を支援し、健康づくりの機運を醸成するため、計画の中間年にあたって「健康ひろしま 2 1 (第 2 次)」の中間評価と中間見直しを行うとともに、「ひろしま健康づくり県民運動」を推進することで、生活習慣病の予防をはじめとする県民の健康づくり対策を推進しました。(健康福祉局)
- 全てのがん検診で受診率 50%を達成するため、「がん検診普及啓発強化事業」「がん検診個別受診勧奨支援事業」「Team がん対策ひろしま推進事業」「がん対策サポートドクター・がん検診サポート薬剤師実施事業」などを総合的に実施しました。(健康福祉局)

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

広島県男女共同参画基本計画 (第 4 次) における主な施策

- 不妊相談等支援体制、^{※29}周産期医療体制及び小児保健医療体制を充実
- 働く女性が安全で安心な妊娠生活を送り、出産に至ることができるよう母性保護と母性健康管理対策を推進

平成 29 (2017) 年度の実施状況

- 子どもを望む夫婦が、希望する妊娠、出産を実現できるよう、不妊治療等支援体制及び専門的相談支援体制の充実を図りました。(健康福祉局)
- 女性が妊娠・出産後も安心して働き続けることができるよう、市町が実施する出産前後のケア等を支援するなど、母性保護・母性健康管理対策を推進するとともに、周産期医療体制及び小児救急医療体制の充実を図りました。(健康福祉局)
- ハイリスクの分娩・出産及び新生児医療を担う、総合・地域周産期母子医療センターの運営に対する補助を行いました。(健康福祉局)

総合・地域周産期母子医療センター数	10 か所
-------------------	-------

- 県内の大学において、専門家 (医師、助産師) による出前講座を実施し、将来を担う若者世代が、妊娠、出産、不妊等に関する正しい知識を持ち、将来自らが希望するライフプランを実現できるよう支援しました。(健康福祉局)

出前講座実施回数	5 校 (受講者数 727 人)
----------	------------------

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

(1) ^{※30}配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- ^{※31}「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」において目標を定め、被害者の相談・支援体制及び自立支援の充実などの取組を着実に推進

平成 29(2017)年度の実施状況

- DV防止法第2条の3の規定によって策定した「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次)」に基づき、DVのない社会の実現をめざして諸施策を推進しました。
(健康福祉局)
- ^{※32}「DV防止法」の周知徹底を図るとともに、相談・自立支援体制を充実させるため、被害者保護のための情報提供や暴力防止に向けた啓発等を実施しました。
また、配偶者暴力相談支援センター（西部，東部，北部こども家庭センターに設置）において自立支援を行う配偶者等からの暴力に関する相談に対応したほか、DVの被害を受けた方の安全を確保するための一時保護や弁護士等の専門家による被害者の支援を行いました。
(健康福祉局)

<配偶者暴力相談支援センター等における相談状況>

相談受付件数（うち暴力逃避）	6,136件（2,818件）
一時保護件数（うちDV）	92件（70件）

- 「配偶者からの暴力」関係機関連絡会議を開催し、行政及び民間が担うべき役割等について関係機関・団体間の意見交換を行うとともに、相互の連携を強化しました。
また、民間団体と連携し、DV防止、DV被害者支援等に関する普及啓発活動及び各種研修を実施するとともに、DV被害者に対する相談活動等の長期的なケア事業を行いました。
(健康福祉局)
- 市町における^{※33}「配偶者暴力相談支援連絡会」の立上げや被害者支援ネットワークの構築を支援しました。
(健康福祉局)

(2) ^{※34}セクシュアルハラスメント、^{※35}ストーカー事案等女性に対するあらゆる暴力への対策の推進

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 職場及び学校におけるセクシュアルハラスメント防止対策を推進
- 「ストーカー総合対策」に取り組み、被害者支援や加害者対策などを推進するとともに、性犯罪、売買春に対する取締強化や防止に向けた啓発を行い、特に、児童買春、児童ポルノの撲

減に向けた取組を推進

- 性犯罪被害者等が、被害を抱え込まず、安心して、被害直後から総合的な支援を受けることができる環境を実現するため、ワンストップで支援を行うセンターの設置に向けた取組を実施
- 女性に対するあらゆる暴力に係る相談体制・一時保護体制の整備を図るとともに、被害者が相談しやすい環境の整備や、専門相談員の育成など相談員の資質向上、被害者の社会復帰に向けた支援を充実

平成 29 (2017) 年度の実施状況

- 職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策を推進するとともに、学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアルハラスメントの防止に向けた啓発を行いました。
とりわけ、児童生徒に対する体罰、セクシュアルハラスメントへの早期対応や未然防止に向けて、教育委員会、教育センター及び学校に体罰、セクシュアルハラスメント相談窓口を設置し、児童生徒等からの相談に対応しました。

(総務局) (環境県民局) (健康福祉局) (教育委員会) (警察本部)

- 性被害にあわれた方の心身の負担の軽減、健康の回復を図ることができる環境を実現するため、「性被害ワンストップセンターひろしま」において電話相談から面接相談、専門支援の提供を行うとともに、被害者の自己負担の軽減を図るため、医療費や弁護士相談、カウンセリング等に係る経費の公費負担を行いました。

また、相談窓口の認知拡大を図るため、リーフレットの配布やステッカーの掲示等により周知活動を行いました。

(環境県民局)

<性被害ワンストップセンターにおける相談状況>

相談件数 (対応回数)	344 件 (1,143 回)
-------------	-----------------

(注) 対応回数とは、電話相談、面接相談、専門支援等の提供の延べ総数
相談件数及び対応回数の総数には、無言、性被害以外の問合わせ等96件(回)を含む。

- ^{※36} ストーカー規制法やDV防止法等、男女間のあらゆる暴力の防止等に関する法律や制度の普及啓発を行うとともに、関係職員の研修を実施するなど、相談体制の充実を図りました。

(健康福祉局) (警察本部)

3 誰もが安心して暮らし、自立できるための支援

(1) 困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援

広島県男女共同参画基本計画(第4次)における主な施策

- ^{※37} 「ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭の置かれている状況に応じた経済的支援や就業支援、生活支援を充実
- 生活保護や生活困窮者自立支援制度における各種福祉施策の適切な対応が取られるよう、市町と連携
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる体制の整備に向け ^{※39} 「ひろしま高齢者

プラン」を着実に推進するとともに、障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう、^{※40}「広島県障害者プラン」を着実に推進

- 外国籍の県民が、言葉や生活習慣の違いから生じる課題を解決できるよう、多言語での情報提供や相談事業など、多文化共生の地域づくりを推進
- 性的指向や性同一性障害などに関する相談に対応するなど、県民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合う社会づくりに向け、人権教育・啓発を推進

平成 29(2017)年度の実施状況

- 性的指向や性同一性障害を理由とする偏見や差別の解消を図るため、精神保健福祉センターや保健所において精神的健康の保持増進に係る諸活動を実施したほか、県民向け啓発資料を作成しました。(健康福祉局) (環境県民局)
- 性的指向や性同一性障害の当事者等が、悩みを抱え込まず、安心して相談できるよう、「エソール広島LGBT電話相談(新規事業)」を実施する(公財)広島県男女共同参画財団を支援しました。(環境県民局)
- 「第6期ひろしま高齢者プラン」に基づき、高齢者の生きがい・健康づくり、社会参画の促進に向けた普及啓発や、地域で活躍する人材を育成するため、市町と連携して、広島県高齢者健康福祉大学校(プラチナ大学)を運営しました。
また、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、広島県地域包括ケア推進センターを運営し、高齢者の生活支援、介護予防、介護のニーズに総合的に対応する体制の整備に努めました。(健康福祉局)
- 認知症患者と家族に対する支援の充実を図るため、早期からの専門的な医療の提供、専門医療相談及び介護との連携を行う「認知症疾患医療センター」を運営するとともに、同センター等と連携し、医師や専門職が患者の自宅を訪問して支援する市町の「認知症初期集中支援チーム」の設置を促進するなど、認知症の早期発見・早期対応に向けた支援の仕組みづくりを行いました。
また、県民の認知症への理解促進を図るため、市町等と連携して「認知症サポーター」の養成を行うとともに、世界アルツハイマーデー(9月21日)からの1週間を「オレンジリング週間」として位置付け、この期間を中心に普及啓発イベントを実施しました。(健康福祉局)
- 障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう、「広島県障害者プラン」を推進するとともに、^{※41}「第4期広島県障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の整備に努めました。(健康福祉局)
- 多文化共生の地域づくりに資するため、市町における啓発等の取組の支援や人材育成、行政情報の多言語化、外国人相談窓口の運営等を実施しました。(地域政策局)

(2) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の整備

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 防災・減災，災害復興体制の整備に当たっては，男女それぞれのニーズをより反映できるように，多様な住民の意見の把握や，政策・方針決定過程からの女性の参画を推進
- 多様な視点で防災知識や応急手当の普及啓発が行われるなど，幅広い消防団の活動が促進されるよう，女性消防団員の確保に向けた広報・啓発を実施

平成 29(2017)年度の実施状況

- 女性の消防団員の加入が促進されるよう，市町や消防機関と連携して，ポスターやパンフレット等を活用した普及啓発を行いました。(危機管理監)
- 全国女性消防団員活性化広島大会を開催し，全国の女性消防団員の活動や成果の共有，意見交換による連携強化を通じ，女性消防団員の活動の活性化を図りました。(危機管理監)

- ※1 **労働基準法**：賃金、労働時間その他の労働条件についての均等待遇や男女同一賃金の原則等を規定し、昭和 22（1947）年に施行。平成 11（1999）年には、男女雇用機会均等法の改正に併せ、女性の職域拡大を図り、男女の均等な取扱いを一層促進する観点から、女性のみ適用される保護規定（深夜業等の規制）が削除（母性保護等の規定は除く。）された。
- ※2 **男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）**：雇用の分野において、男女の意欲・能力に応じた均等な機会や待遇を確保するため、昭和 61（1986）年に施行。平成 11（1999）年には、募集・採用、配置、昇進等における女性に対する差別の禁止などを盛り込んだ改正法が施行された。また、平成 19（2007）年 4 月 1 日から、「性別による差別禁止の範囲の拡大」、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止」、平成 29（2017）年 1 月から派遣労働者の派遣先への適用拡大などを盛り込んだ改正法が施行された。
- ※3 **女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）**：女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とし、平成 27（2015）年に制定。平成 28（2016）年 4 月から、従業員 301 人以上の企業と、雇用主としての国や地方公共団体は、女性の活躍推進に向けた「行動計画」の策定・届出・周知・公表が義務付けられ、同様のことが従業員 300 人以下の企業にも努力義務とされる。
- ※4 **働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま**：働く女性応援隊ひろしまを発展改組し、経済団体が主体となり、労働団体、国・県・市町等が一丸となって、「働き方改革」及び「女性の活躍促進」に向け、企業の取組の促進や県内の機運の醸成に取り組むために、平成 28 年 10 月に発足した団体。
- ※5 **積極的改善措置（ポジティブ・アクション）**：男女間の参画の機会の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。特に雇用の分野では、男女労働者の間に事実上生じている差がある場合、それを解消するために企業が行う自主的かつ積極的な取組をいう。
- ※6 **集落法人**：集落（1～数集落）の農地の所有と利用を分離し、担い手となる農業法人に農地を集積することで、効率的・持続的な農業経営を行う法人。集落の住民で法人化を行う「集落ぐるみ型（全戸参加型）集落法人」や、農業参入企業や個別の農家が集落の農地を担って法人化を行う「担い手型集落法人」など様々なタイプがある。
- ※7 **6次産業化**：1次産業（農林漁業）と、2次産業（製造業）、3次産業（小売業等）との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。
- ※8 **創業サポーター**：創業・第二創業（既存企業が新分野進出などを通じて、新たな事業構造に転換すること。）に関する専門的知識や指導経験を有する者（中小企業診断士、公認会計士、税理士、起業経験者など。）で、創業希望者に対し、創業に関する専門アドバイスをを行う者のこと。
- ※9 **わーくわくママサポートコーナー**：出産や育児等を理由に離職した女性が就職を希望する場合に、きめ細かい相談対応や、保育に関する情報や職場体験プログラムを提供することにより、再就職を支援する施設。広島市及び福山市の 2 か所に設置。
- ※10 **育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）**：少子化対策の一環として、平成 4（1992）年に施行された育児休業法に介護休業制度を導入して平成 7（1995）年に制定、平成 11（1999）年 4 月からすべての事業所を対象に施行。平成 13（2001）年には休業の申出や取得を理由とする不利益取扱いの禁止、平成 16（2004）年には育児・介護休業の対象労働者の拡大や子の看護休暇制度の創設、平成 21（2009）年には子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化や子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業の取得促進、平成 29（2017）年 1 月には介護休業の分割取得や有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和などを盛り込んだ改正が行われた。
- ※11 **次世代育成支援対策推進法**：地方公共団体及び一定の事業主に対して、次世代育成支援対策（少子化対策）を平成 17（2005）年度から 10 年間で集中的・総合的に推進するための事業主行動計画の策定を義務付けた法律。平成 20（2008）年の改正により、平成 23（2011）年 4 月から、義務付けとなる企業規模が、常時雇用する労働者 301 人以上から 101 人以上に拡大、平成 26 年（2014）年の改正で法律の有効期限が 10 年間（平成 36（2024）年度まで）延長された。

※12 **広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度**：次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む、「県内に事業所を有する企業等」を、県が登録する制度。

※13 **パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）**：適正な労働条件の確保、その他の雇用管理の改善により、短時間労働者の能力発揮と福祉を図るため、平成5（1993）年に制定。平成19（2007）年に雇入れ時の労働条件明示の義務化や通常の労働者との均衡の取れた待遇の確保等を図る内容、平成27（2015）年4月にはパートタイム労働者の対象範囲の拡大・事業主による説明義務の新設・厚生労働大臣の勧告に従わない事業主の公表制度の新設などの改正が行われた。

※14 **労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律）**：労働者派遣事業の適正な運営と派遣労働者の保護や雇用の安定を図るため、昭和60（1985）年に制定。平成19（2007）年までに、対象業務の原則自由化、派遣労働者の権利保護、派遣受入期間の延長や派遣対象業務の拡大などを盛り込んだ改正が行われた。平成27（2015）年に、事業の許可制への一本化、派遣期間見直しと派遣後の雇用安定措置義務、派遣元事業主の計画的な教育義務などを盛り込んだ改正が行われた。

※15 **ひろしまファミリー夢プラン**：少子化対策としての結婚・妊娠・出産支援や保育・子育て環境の整備、仕事と子育ての両立支援、社会的養護が必要な児童・家庭の支援、乳幼児期の教育・保育などの施策を切れ目なく総合的に推進するためのプランであり、子ども・子育て支援法に基づき都道府県が定めることとされている都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のこと。
計画期間：平成27（2015）～31（2019）年度

※16 **事業所内保育施設**：子育てを行う従業員が安心して働き続けられるよう、企業等が従業員の子供を対象として事業所内や隣接地に設置する保育施設。

※17 **放課後児童クラブ**：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るもの。

※18 **放課後子供教室**：安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、交流活動等の取組を推進するもの。

※19 **（公財）ひろしまこども夢財団**：安心して子供を産み育てることが出来る環境づくりを民間の立場から推進するため、平成8（1996）年2月に県が設立した公益財団法人。

※20 **育メン休暇応援制度**：正式名称「広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度」。男性労働者の育児休業等の促進に取り組むことを宣言した企業等を、県が登録する制度である。対象は、県内に事業所を有し、男性労働者の1週間以上の育児休業等の取得促進に取り組む企業等。

※21 **イクボス同盟ひろしま**：性別に関わりなく誰もが働きやすい職場づくりに向けて、働き方の見直しに取り組む企業経営者で構成する団体。企業経営者の意識改革のための広報活動や、男性の育児休業取得を促進するための活動などを行う。

※22 **審議会等**：地方自治法第138条の4第3項の規定により設置している附属機関。

※23 **（公財）広島県男女共同参画財団**：男女共同参画社会づくりを推進するため、昭和63（1988）年に県と女性団体が設立した公益財団法人。

※24 **エソールひろしま大学**：男女共同参画社会づくりを担う人材を養成するため、（公財）広島県男女共同参画財団が実施する事業の一つ。男女共同参画の基礎的な理解を深めることができる「基礎講座」と、対象と目的を絞った複数のプログラム（地域リーダー養成、男性対象など）を設けた「応用講座」がある。

※25 **NPO**：Non Profit Organizationの略で、一般的に「民間非営利組織」と訳されており、様々な社会的課題に取り組んでいる団体。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した団体をいう。

※26 広島県女性総合センター：男女共同参画を促進するための拠点施設として平成元（1989）年に県が建設。（公財）広島県男女共同参画財団により管理・運営されており、情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援の5部門を柱とする各種事業が行われている。

※27 情報教育：「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の三つの要素から構成される「情報活用能力」をバランスよく育成することを目標とした教育。

※28 健康ひろしま21：健康増進法第8条に基づき、「全ての県民がともに支え合い、健やかでこころ豊かに生活できる活力ある社会を実現」することを目指し、県民の生活の質の向上と個人を取り巻く社会環境の質の向上に取り組み、健康寿命の延伸を図るための施策等について、基本的な方針を定める広島県健康増進計画。

第2次計画期間：平成25（2013）～平成35（2023）年度

※29 周産期：妊娠22週から生後7日未満の期間。

※30 配偶者等からの暴力（DV）：この計画における「配偶者等」とは、DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）の定義と同義であり、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（事実婚）や生活の本拠を共にする交際相手を含んでいる。また、婚姻、事実婚や生活の本拠を共にする関係を解消した元配偶者等から、引き続き暴力を受ける場合の当該元配偶者等も含んでいる。

また、「暴力」とは、DV防止法の定義と同義であり、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力又は性的暴力）を指している。

※31 広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画：DVの防止及びDV被害者の保護を図るための相談、保護、自立支援等の施策の実施に関する基本的な計画であり、DV防止法に基づいて定めることとされている。

第3次計画期間：平成28（2016）年度～32（2020）年度

※32 DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）：配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援の体制を整備することにより、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るため、平成13（2001）年に施行。被害者からの申立てにより、地方裁判所が加害者を引き離すための「保護命令制度」が創設された。命令に違反した場合は罰則が適用される。平成16（2004）年には、保護命令制度の拡充（被害者と同居する子への接近禁止命令等）や配偶者からの暴力の定義の拡大、平成19（2007）年には保護命令制度の拡充（生命・身体に対する脅迫を受けた被害者による申立て等）や市町における基本計画策定の努力義務、平成25（2013）年には対象の拡大（生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に対する準用）の改正が行われた。

※33 配偶者暴力相談支援連絡会：DV被害者の相談から自立まで関係機関の認識の統一を目的とする市町内部等の連携組織。平成29（2017）年度末までに、県内で9市7町が設置。

※34 セクシュアルハラスメント：性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。男女雇用機会均等法においては、「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること」、または「性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること」をいう。

※35 ストーカー：好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その相手などに対して、つきまとい等の行為を反復して行うこと又はそれを行う人。

※36 ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）：年々増え続けるストーカー行為を処罰し、規制するため、平成12（2000）年に施行。「つきまとい等」についての警察本部長等による警告や禁止命令等による規制及び「ストーカー行為」や「禁止命令等違反」に対する罰則を規定。また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置の教示等の援助を行うことも規定している。

※37 ひとり親家庭等自立促進計画：母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づき、母子家庭等に対し、その生活の安定と向上のために必要な取組の実施方向を定めたもので、「ひろしまファミリー夢プラン」の中に盛り込んでいる。

※38 生活困窮者自立支援制度：福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施する制度で、平成27(2015)年度に創設された。

※39 ひろしま高齢者プラン：地域包括ケアシステムの構築に向けた取組や、今後必要となる高齢者福祉サービス、介護サービスの整備目標及び提供体制を定め、市町の老人福祉計画及び介護保険事業計画の達成を支援する計画（老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定）。
第6期計画期間：平成27(2015)～29(2017)年度

※40 広島県障害者プラン：「すべての県民が障害の有無にかかわらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思え、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」することを基本理念として、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本的な方向を定める計画。
計画期間：平成26(2014)～30(2018)年度

※41 第4期広島県障害福祉計画：障害者自立支援法（現在の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律）に基づき、国の基本指針に即して、市町の障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス等の提供体制が計画的に整備されるよう定めた計画。
計画期間：平成27(2015)～29(2017)年度

2 広島県男女共同参画基本計画(第4次)指標フォローアップ一覧

【総括目標】

指 標 名	計画策定時		現 況		目 標	
	数値	基準年度	現況値	年度	目標値	年度
「社会全体における男女の地位」が平等だと感じる人の割合	女性 7.9% 男性 20.4%	H26	女性 11.0% 男性 19.6%	H29	計画策定時の数値からの向上かつ男女の数値の差の縮小	H32

【環境づくり】

施策種別	指 標 名	計画策定時		現 況		目 標		
		数値	基準年度	現況値	年度	目標値	年度	
1 職場における女性の活躍促進								
(1) 女性の活躍促進に向けた雇用環境の整備								
目標	女性(25～44歳)の就業率	68.0%	H22	72.3%	H27	73%	H32	
目標	事業所における指導的立場(注1)に占める女性の割合	19.4%	H27	16.6%	H29	30%	H32	
目標	女性活躍推進法に基づき県が策定する特定事業主行動計画に定める目標及び目標値							
		管理職(課長相当職以上)のうち女性の占める割合	5.5%	H27	6.1%	H30	13%	H32
		管理的地位にある職員(注2)のうち女性の占める割合(教育委員会)	31.8%	H27	35.1%	H30	40%	H32
		警察官のうち女性の占める割合(警察本部)	8.0%	H27	9.4%	H30	10%超	H34
参考	正社員等一般労働者において男性を100とした場合の女性の給与水準	75.0	H27	73.8	H29	——	——	
参考	県管理職(課長相当職以上)のうち女性の占める割合(知事部局及び教育委員会事務局の一般職職員, 警察本部)	6.2%	H27	6.1%	H30	——	——	
参考	県内の小・中・高等学校, 特別支援学校(注3)における管理職(校長, 副校長・教頭)のうち女性の占める割合	校長 24.2% 副校長・教頭 24.7%	H27	校長25.8% 副校長・教頭 28.3%	H29	——	——	
(2) 農林水産業及び商工業等の事業活動や創業における女性の活躍促進								
目標	女性が役員に登用されていない農業協同組合の数	2	H27	0	H30	0	H32	
目標	女性委員がない農業委員会の数	4	H27	1	H30	0	H32	
参考	県支援施策等を活用した女性創業融資件数	140件	H26	267件	H29	——	——	
参考	「6次産業化」等経営を多角化している集落法人数	33法人	H26	39法人	H29	——	——	
(3) 再就職等女性の就業に向けた環境の整備								
目標	わーくわくママサポートコーナーの就職者数	417人	H26	1,319人	H29	1,758人	H32	
(4) 仕事と家庭が両立できる制度の充実								
目標	在宅勤務制度や短時間勤務制度など, 時間や場所にとられない多様な働き方ができる制度を導入するなど働き方改革に取り組む企業(従業員数31人以上)の割合	(H28調査)		35.5%	H28	80%以上	H32	
目標	週労働時間60時間以上の雇用者の割合(総務省統計局労働力調査の調査票情報を独自集計したもの)	11.1%	H24	7.8%	H29	6.1%	H32	
目標	一人当たりの年次有給休暇取得率	46.8%	H27	46.3%	H28	60%	H32	
目標	一般事業主行動計画を策定し, 次世代育成支援に取り組む企業(従業員数31人以上)の割合	44.9%	H26	52.6%	H29	80%以上	H32	
目標	いつでも安心して子供を預けて働くことができる環境が整っていると思う人の割合	50%	H26	57.6%	H29	70%	H31	
目標	保育所待機児童数	66人	H27	206人	H30	0人	H31	
目標	放課後児童クラブ登録児童数	20,273人	H25	27,645人	H29	28,080人	H31	
目標	小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む。)提供量	3,582人(見込値)	H26	4,182人(見込値)	H29	4,875人	H32	
目標	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(介護予防を含む。)定員数	5,693人	H26	5,801人	H29	6,431人	H32	
参考	育児休業などを就業規則などに明文化している企業の割合	69.3%	H27	72.6%	H29	——	——	
参考	ファミリー・サポート事業登録会員数	9,355人	H25	12,522人	H29	——	——	
参考	地域子育て支援拠点事業実施か所数	124か所	H25	146か所	H29	——	——	

施策種別	指標名	計画策定時		現況		目標	
		数値	基準年度	現況値	年度	目標値	年度
(5) 男性の家庭への参画の促進							
目標	男性の育児休業等促進宣言企業数	309社	H26	416社	H29	690社	H32
目標	男性の育児休業取得率(注4)	5.1%	H27	5.3%	H29	13%	H32
目標	県職員(男性)の育児休業取得率(注5)						
	知事部局	11.0%	H26	30.2%	H30	30%	H31
	教育委員会	3.0%	H26	2.6%	H30	30%	H31
参考	県職員(男性)の育児休業取得率(注5)(警察本部)	0%	H26	0.3%	H29	——	——
参考	県職員(男性)の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率(注6)						
	知事部局	配偶者出産休暇 91.9% 育児参加休暇 77.7%	H26	配偶者出産休暇 90.2% 育児参加休暇 87.4%	H30	——	——
	教育委員会	配偶者出産休暇 73.1% 育児参加休暇 22.4%	H26	配偶者出産休暇 89.5% 育児参加休暇 49.1%	H30	——	——
	警察本部	配偶者出産休暇 90.2% 育児参加休暇 6.4%	H26	配偶者出産休暇 97.4% 育児参加休暇 67.7%	H29	——	——
参考	男性が家事や育児、介護などに関わる時間(1日当たり)	45分	H23	54分	H28	——	——
2 地域社会活動における男女共同参画の推進							
(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進							
目標	県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合						
	全審議会	29.0%	H27	28.1%	H30	34%	H32
	法令等により構成員の職務分野が指定されている5審議会(注7)を除く審議会	34.1%	H27	32.8%	H30	40%	H32
目標	女性委員がない県の審議会等の数	4	H27	1	H30	0	H32
目標	エソールひろしま大学(応用講座)受講者累計	87人	H27	251人	H29	420人	H32 (注8)
参考	県、市町議会議員のうち女性議員の占める割合及びその人数	県 6.1%, 4人 市町 10.2%, 52人	H26	県 6.3%, 4人 市町 12.0%, 59人	H30	——	——
参考	自治会長に占める女性の割合及びその人数	5.7%, 217人	H27	6.4%, 246人	H30	——	——
(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進							
参考	NPO法人数(人口10万人当たり)	30法人	H26	30法人	H29	——	——
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備							
(1) 県の推進体制の充実							
(2) 広島県女性総合センター機能の充実・強化							
参考	広島県女性総合センター(運営:(公財)広島県男女共同参画財団)が実施する事業への参加者などの人数	11,780人	H26	12,903人	H29	——	——
(3) 市町等との連携強化・取組支援							

【人づくり】

施策種別	指標名	計画策定時		現況		目標	
		数値	基準年度	現況値	年度	目標値	年度
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実							
(1) 男女共同参画を推進するための啓発の充実							
目標	エソールひろしま大学で実施する男性対象講座の定員充足率	81.7%	H27	100.0%	H29	100%	H32
参考	県政世論調査で「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「反対」(注9)と回答した人の割合	女性 51.8% 男性 37.3%	H26	女性 50.8% 男性 43.9%	H29	—	—
(2) 各種メディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の促進							
2 男女共同参画を推進する教育と研修の充実							
(1) 男女共同参画を推進する教育の充実							
目標	「わたしのキャリアノート」持ち上がり率(県立高等学校)	63.5%	H27	68.1%	H29	70%	H32
(2) 研修の充実・支援							

【安心づくり】

施策種別	指標名	計画策定時		現況		目標	
		数値	基準年度	現況値	年度	目標値	年度
1 生涯を通じた健康対策の推進							
(1) 生涯を通じた健康対策の推進							
目標	健康寿命(日常生活に制限のない期間の平均)の延伸	(健康寿命) 女性 72.84年 男性 70.93年 (平均寿命) 女性 86.94年 男性 79.91年	(健康寿命) H25年 (平均寿命) H22年	(健康寿命) 女性 73.62年 男性 71.97年 (平均寿命) 女性 87.33年 男性 81.08年	(健康寿命) H28年 (平均寿命) H27年	全国平均を上回り、平均寿命の伸び以上に延伸	H35
目標	特定健康診査の受診率	41.4%	H25	45.3%	H27	70%	H32
目標	がん検診の受診率	胃 40.5% 肺 41.3% 大腸 37.2% 子宮 43.9% 乳 43.0%	H25	胃 40.5% 肺 42.1% 大腸 38.8% 子宮 40.2% 乳 40.3%	H28	全て 50%以上	H34
(2) 妊娠・出産等に関する健康支援							
目標	分娩取扱施設に勤務する産科及び産婦人科医師数(人口10万人対)	診療所 1.61人 病院 3.95人	H26	診療所 1.61人 病院 3.95人	H26	診療所 1.83人 病院 4.58人	H31
目標	医療施設従事助産師数(人口10万人対)	23.4人	H26	23.1人	H28	前回調査より増	H35
参考	産科及び産婦人科従事医師数(15~49歳女子人口10万人対)	42.3人	H26	43.1人	H28	—	—
2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進							
(1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進							
(2) セクシュアルハラスメント、ストーカース事案等女性に対するあらゆる暴力への対策の推進							
参考	職場でセクシュアルハラスメント被害を受けた女性従業員の割合	8.0%	H26	4.0%	H29	—	—
参考	ストーカース事案相談等件数	661件	H27年	730件	H29年	—	—
3 誰もが安心して暮らし、自立できるための支援							
(1) 困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援							
目標	ひとり親家庭の親の就業率(広島県調査)	89.5%	H26	89.5%	H26	91.3%以上	H31
(2) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の整備							
目標	消防団員のうち女性の占める割合	2.3%	H27	2.6%	H30	10%	H32

※県の他の関連計画に掲げられた指標を用いているものについては、当該計画の見直しの際には連動し、この計画に反映する。

(注1)管理職(課長相当職以上)及び役員

(注2)事務局, 県立学校, 学校以外の教育機関, 市町立小・中学校(広島市を除く)における管理職手当支給対象者

(注3)県内の国立・公立・私立の小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校

(注4)調査年度の前年度(4月1日から翌年3月31日まで)の育児休業対象者のうち育児休業を取得した者の割合

(注5)知事部局(現況値): 当該年度に子供が3歳に達した共働きの男性職員のうち, その子供が生まれてから3歳に達するまでの間にその子供に係る育児休業を取得したことのある男性職員の割合

知事部局(目標値), 教育委員会, 警察本部: 当該年度に育児休業取得が可能となった男性職員に対する, 当該年度に新たに育児休業を取得した男性職員(当該年度の前3か年度に取得可能となった職員が取得した場合を含む。)の割合

(注6)知事部局(現況値): 休暇取得日数÷休暇付与日数×100(%)

教育委員会及び警察本部(現況値): 休暇取得職員数÷休暇付与職員数×100(%)

(注7)広島県交通安全対策会議, 広島県防災会議, 広島県石油コンビナート等防災本部, 広島地方港湾審議会, 広島県国民保護協議会

(注8)平成28年度～平成32年度の受講者累計

(注9)「反対」「どちらかといえば反対」を含む。